

農地の賃貸借料情報をお知らせします



農地の賃貸借料を決める際の目安として、昨年における市内各地域の賃貸借料情報をお知らせします。

- 賃貸借料水準表は目安です。賃貸借料は、話し合いで決めてください。
- 最近の使用貸借（賃貸借料0円）が多くなっています。

◎加東市における農地の賃貸借料水準表（平成29年1月～12月）

地域	1区画あたりの面積による区分	平均額	最高額	最低額	データ数
社地域	1,000㎡以上の田	7,200	15,000	2,000	163
	500㎡以上1,000㎡未満の田	7,700	12,200	2,000	39
	500㎡未満の田	8,900	13,700	1,500	30
	使用貸借の数（筆）	—	—	—	187
滝野地域	1,000㎡以上の田	9,600	12,300	5,000	18
	500㎡以上1,000㎡未満の田	9,800	12,300	7,000	11
	500㎡未満の田	4,800	5,000	4,300	3
	使用貸借の数（筆）	—	—	—	185
東条地域	1,000㎡以上の田	7,100	14,000	1,700	95
	500㎡以上1,000㎡未満の田	7,000	13,000	1,600	48
	500㎡未満の田	6,100	12,000	1,500	47
	使用貸借の数（筆）	—	—	—	67
市全体	1,000㎡以上の田	7,300	15,000	1,700	276
	500㎡以上1,000㎡未満の田	7,600	13,000	1,600	98
	500㎡未満の田	7,100	13,700	1,500	80
	使用貸借の数（筆）	—	—	—	439

平均額は算出結果を四捨五入し、100円単位としています。賃貸借料が、著しく低額（前年平均額の20%未満）および高額（前年平均額の200%以上）なものは、平均額算出対象から除いています。

問い合わせ 農業委員会事務局（庁舎3階） ☎43-0528



給水停止執行の様子

上下水道利用者負担の公平性を確保するため、12月に続き、2月・3月にも滞納整理強化月間を実施します。期間中は、昼夜を問わず、滞納者宅を訪問し、滞納料金の回収と納期限内納付の厳守、自主納付についての指導を徹底します。督促にもかかわらず、料金を納付しない滞納者には「給水停止処分」を執行します。給水停止処分は、滞納額の全額が納付されない限り、絶対に解除しません。給水停止処分により、いかなる損害が生じても、加東市は一切の責任を負いません。給水を停止しても、なお料金を納付しない場合は、給与や預金などの財産を差し押さえます。

平成29年12月 上下水道料金滞納整理強化月間の成果

催告件数	426件 (現年度分と過年度分の合計)
徴収額	電話催告によるもの ¥260,244円
	訪問催告によるもの ¥230,276円
	文書催告によるもの ¥5,715,043円
	差し押さえによるもの ¥1,312円

水道料金や下水道使用料は、施設の維持管理や利用者サービスのための大切な財源です。上下水道料金は、必ず納期限までに納めてください。失業や病気など予期しない事情により、一時的に納めることが困難な場合は、そのまま放置せず、早急にご相談ください。やむを得ない事情と市が判断した場合に限り、納付誓約による分割納付などの猶予措置をとる場合があります。

滞納整理の状況

	文書督促	文書催告	電話催告	訪問徴収	給水停止予告	給水停止執行	差し押さえ
平成29年4月～12月	3,984件	269件	273件	502件	1,014件	292件	2件
平成28年度	4,736件	395件	1,020件	837件	389件	214件	4件
平成27年度	4,674件	596件	1,012件	975件	521件	212件	1件

納付の相談・問い合わせ 上下水道部管理課(庁舎3階) ☎43-0539

2月・3月は上下水道料金の滞納整理強化月間
滞納はさせない！許さない！
集中訪問徴収で滞納整理を強化します！

まちぐるみ総合健診を受けましょう

申し込みは2月16日(金)まで

まちぐるみ総合健診の申込書は、1月下旬に全世帯へ郵送しています。申込書は、必要事項を記入のうえ、2月16日(金)までに市民生活部健康課へ持参・郵送またはファックスで提出してください。

また、市ホームページの電子申請コーナーを利用した申し込みも可能です。

※受診しない方は、申込書を提出する必要はありません。

- 【対象者】 加東市に住居登録のある20歳以上の方
- 【実施期間】
- 東条会場(とどろき荘) 4月13日(金)～16日(月)
 - 滝野会場(さんあいセンター) 4月20日(金)～24日(火)
 - 社会場(加東市役所) 4月26日(木)～29日(日・祝) 5月7日(月)～10日(木)
- 【受付時間】 8時30分～11時30分

申し込み・問い合わせ 市民生活部健康課(庁舎2階) ☎42-2800 FAX42-3978

ファミリーデーに託児を実施します

要予約

お子さん連れで健診に来られる方のために、受診の間に託児する『ファミリーデー』を設けています。ファミリーデーは、3会場それぞれで実施いたします。この機会にぜひご利用ください。

- 託児対象 おおむね就学前の乳幼児(各実施日の7日前までに予約してください。)
- 実施日
 - 東条会場 4月13日(金)
 - 滝野会場 4月20日(金)
 - 社会場 4月26日(木)、5月8日(火)



平成29年度 2人目以降のお子さんの 保育料を一部助成します

対象 次の①・②の両方と、A・Bのどちらかに該当する世帯

- ①第2子以降のお子さんが、認定こども園・保育所・幼稚園等に通っていること。
- ②①のお子さんの保育料が、同時入所等による半額や無料の優遇措置を受けていないこと。

※A・Bの所得割額は、平成29年4月から8月までの間の助成は平成28年度分の9月から平成30年3月までの間の助成は平成29年度分で判定します。

助成額 月額5,000円を超える保育料に対して、次の月額を限度に助成します。

2人目のお子さん

- 0～2歳児 5,000円
- 3～5歳児 3,500円

3人目以降のお子さん

- 0～2歳児 6,000円
- 3～5歳児 4,500円

A ①のお子さんが、幼稚園または認定こども園の教育利用(1号認定)である場合、市町村民税の所得割課税額が169,000円未満であること。(ただし、加東市幼児教育費助成事業補助金の交付決定者を除く)

B ①のお子さんが、保育所または認定こども園の保育利用(2号・3号認定)である場合、市町村民税の所得割課税額が155,500円未満であること。

申請方法 申請書に必要事項を記入のうえ、子育て支援課まで持参してください。申請書は子育て支援課のほか、市内の認定こども園・保育所、幼稚園にあります。

申請期限 2月16日(金)

申請・問い合わせ 福祉部子育て支援課(庁舎1階)

☎43-0408

